

広島県告示第七百十三号

次の医療機関の開設者から、救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条の規定による救急業務に関し協力する旨の申出があったので、救急医療機関として認定した。

平成二十八年十二月八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

井野口病院	名 称	東広島市西条土与丸六丁目一番九一号	所 在 地	平成三十一年二月七日	効力を有する期限	更新	備 考
-------	-----	-------------------	-------	------------	----------	----	-----